

2021年東近江市環境審議会報告【概要版】

◆開催日時

令和3年（2021年）10月20日（水）午前10時～午後0時5分

◆開催場所

東近江市役所 314、15 会議室

◆出席者

東近江市環境審議会委員（敬称略、順不同）

仁連 孝昭、野間 直彦、山崎 亨、藤井 絢子、藤岡 康弘、綾 康典、浅見 正人、
藤関 明雄、植田 すゑ子、佐川 昭子、小西 恵美子、水野 扶美、猪田 道代、
池田 正男

◆欠席者 金 再奎委員、向 真史委員

◆事務局

市民環境部	部長 横川 雅夫	次長 田中 靖
環境政策課	課長 西 直樹、課長補佐 福永 聡、係長 小久保彩子、 係長 小串 武裕、主任 山北 俊紀、主事 高橋 寛行、 主事 堤 龍馬	
里山推進室	室長 丸橋 裕一	
廃棄物対策課	課長 仲谷 隆彦	
農林水産部林業振興課	課長補佐 濱中 亮成	

◆傍聴者 2名

◆議 事

- 1 開会、会長あいさつ
- 2 市長あいさつ
- 3 諮 問
- 4 議 事
 - (1)第2次環境基本計画の中間見直しについて
 - (2)排水基準の一部改正について
- 5 その他
- 6 閉 会

◆審議会意見

○議事 (1)第2次環境基本計画中間見直しについて

- ・林業の仕事をしている中で感じるが、山に対する施策をいろいろ進めていただいて林業と他分野の連携が増えたり、また自分たちも他分野を意識しながらやっていて、山の取組が進んでいると数字にも出ていて納得した。
- ・山の中で太陽光パネルを大規模に設置されているのが増えており、今はいいが管理ができなくなったときに管理放棄されたらごみになるし危険なため撤収について今のうちに考えておいた方がよい。
- ・これからCO₂ネットゼロもあり太陽光パネルを山間部に設置することが増えていきそうだが、規模や場所など、今は何も規制がないので急いで作る必要がある。
- ・里山林の整備をしていて作業道もつけてきれいにしているので、東近江トレイルや里山保育などで使ってもらいたい。自転車で走る場所が欲しいという意見を聞いたことがあるので、地元の理解、協力、マナーなど課題もあると思うができるといいと思う。
- ・ごみのポイ捨てはいけないことだが、土にかえる包装がもっと増えればよい。
- ・自身が移住者であるが家を借りるのに苦労した。借りられる家を増やしてほしいのと、集落の中でもともと暮らしていた人と移住者との間に、第三者的な機関が間に入って取り持つ仕組みがあるとよい。
- ・東近江市が持つ、生物多様性に富む資源が何か調査し把握しておくことが必要。市民に対しそれを明示にして、目標に向かって取組むことが必要。
- ・東近江市にいる個々の生き物の重要性、大切さを啓発、普及、啓蒙してもらいたい。
- ・市民が読んで、現状が理解できるように表現の工夫が必要。統計的な数値が後ろにまとめてあるが、こうしたものを本文の中にうまく入れられるとよい。また、森林整備や鳥獣害対策の推進にある表現や数値には、現状を表す適切なものにするべきである。
- ・100年の森おこしビジョンの中に100年後に残したい鈴鹿の森の選定がされているが、内容的に生物多様性の取組やエコツーリズムにもつながっているので書き込んでもいいと思う。
- ・生物多様性の問題は、地球温暖化の問題と一緒に進めないといけないというのが世界の潮流である。東近江市の生物多様性の指標には、市内にいる絶滅危惧種の数などが現状を表す指標としてあるべきである。調査が進んでいないのは承知しているが、様々ある他の進んだ取組と、うまくつながりをこの数年間でつけて進められるといいと思う。
- ・ごみ問題としてリサイクル率向上、リデュース推進、地域ぐるみの3Rというのはいいが、ペットボトルを集めてリサイクルすればよいということではなくプラスチック用品をどうするかを考えていかないといけない。
- ・廃食油が今取合いになっていて、精製が必要だがバイオディーゼル100%でも動く機械も

出てきている。韓国では毎年 0.5%ずつ使用率をあげていく法律を作っている。日本は自己努力となっているが、国の方針を待つのではなく東近江市はここで入れて一歩先を行けば利用も高まると思う。

- ・高齢化が進んだ地域では分別ができないことも増えている。ごみの分別をどうするかということも含め考える必要がある。
- ・東近江市の現状を分かる形でアピールし、若者の当事者性、参加性を引出すことが大事。
- ・ごみにプラスチックが混ざっているから廃棄せざるを得ない。プラスチック問題に取り組むことは大事なことである。
- ・参照する数字についての説明をきっちりし、パフォーマンスが改善されていないことについての見直しが重要。
- ・伊庭内湖も大雨のあとなどは周辺がペットボトルだらけである。伊庭内湖に焦点を当てて取り組むことも検討してほしい。
- ・里山にもっと地域の人が入り、自然を楽しんでもらうようなことを入れてほしい。

○議事 (2)排水基準の一部改正について

- ・環境審議会への諮問は排水基準の改正の場合のみか。

回答→市の条例において定めがあるのが、この排水基準、ばい煙の排出基準、あとは悪臭に関する特定悪臭発生事業所の基準。

- ・東近江市の規則の中に窒素、リンに関する規制が定められていないが、今後このまま定めずにいくのか。

回答→湖沼特措法の規制強化でカバーされているため、市で新たに定める考えはない。

- ・条例で、ばい煙発生施設とは何かを規則で定めるとしているが定めがないことと、国や県の様式変更がありますので、今回規則を改めるときに合わせて検討いただきたい。

以上